

日本博物館協会賞授与規程

(目的)

第1条 この規程は、「日本博物館協会賞」(以下「協会賞」という。)の授与に関し必要な事項を定め、その適正な執行を確保し、もって博物館の資質の向上及び博物館活動の発展に資することを目的とする。

(実施)

第2条 協会賞の選考は、原則として、毎年度行う。

(対象)

第3条 協会賞の対象は、原則としてこの協会に会員として登録している博物館施設とする。ただし未受賞の施設に限る

(授賞者)

第4条 協会賞の授賞対象は、博物館施設とする。

(選考基準)

第5条 選考の基準は、次の要件を満たしている施設とする。

- 1) 博物館の振興に大きく貢献し、他の博物館の範となる顕著な成果を挙げていると認められる施設であること。
- 2) なお、選考候補施設の選定に際しては、選定の原則1年前の期間に、施設の建築、展示(特定の展覧会を除く)および、博物館活動の優れた実践、顕著な研究成果等に対する日本国内外の著名な賞を受賞していることも考慮する。

(協会賞選考委員会)

第6条 授賞施設の選考については、外部の学識経験者及び博物館関係者からなる協会賞選考委員会(以下選考委員会という)を設け、その推薦に基づき、理事会の議を経て、会長が決定する。

- 2 選考において、特別の利害関係を有する者は、当該選考からは外れるものとする。
- 3 協会賞選考委員会の委員は、会長が委嘱する。
- 4 委員の任期は、3年とする。ただし再任を妨げない。

(受賞候補施設の推薦)

第7条 受賞の候補施設は、選考委員会の委員からの推薦施設とするが、会長は、協会の理事、参与に対し、授賞対象施設の推薦を求めることができる。

(授賞施設数)

第8条 協会賞の授賞は、原則として、毎年度、2施設以内とする。

(再授賞)

第9条 協会賞の授賞は、単一施設に対し原則1回限りとする。ただし、既に協会賞の対象となった以外の内容で、極めて優れた成果を挙げたと認められる施設については、選考の対象とすることができる。

(賞状及び副賞)

第10条 授賞施設には、この協会主催の「全国博物館大会」において、賞状を授与するとともに副賞を授与する。

(Best in Heritage への推薦)

第11条 授賞施設の内1施設を、毎年9月にクロアチア・ドブロブニクで行われる Best in Heritage の受賞施設として推薦する。なお、推薦に当たっては施設の代表者が英語での発表を行うことを要件とし、推薦施設の選考は協会賞選考委員会において行う。

(公表)

第12条 授賞の選考経緯及び講評については、全国博物館大会及び博物館研究誌上等で公表する。

(細則)

第13条 この規程に定めるもののほか、協会賞の実施に必要な事項は、会長が定める。

(改廃)

第14条 この規程の改廃は、理事会の議を経て、会長が行う。

附 則

この規程は、令和2年1月1日から施行する。

日本博物館協会賞授与細則

- 第1条 この細則は、日本博物館協会賞授与規程（以下「授与規程」という。）第12条の規定に基づき、実施に必要な事項を定める。
- 第2条 授与規程第4条に規定する博物館施設は、博物館法に規定される全ての館種の施設とする。
- 第3条 授与規程第10条に規定する副賞は盾ならびに賞金3万円とする。
- 第4条 授与規程第11条に規定する **Best in Heritage** への推薦施設の発表に要する旅費（発表者1名分）は、原則として ICOM 日本委員会が調達することとする。
- 第5条 この細則の改廃は、会長が行う。

附 則

この細則は、令和2年1月1日から施行する。